

○クリーンよこすか地区市民の会交付金支給要綱

平成9年4月1日

(総則)

第1条 クリーンよこすか地区市民の会(以下「地区市民の会」という。)の活動等に対する交付金の支給については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリーンよこすか市民の会 快適な住みよい町づくりを推進するための住民自治組織及びその他の団体等で組織する市民組織をいう。
- (2) 地区市民の会 クリーンよこすか市民の会を構成する連合町内会等を単位として地区ごとに設置された市民組織をいう。

(交付対象)

第3条 交付金の支給対象は、地区市民の会のうち、当該地区共通の清掃等地域美化活動を行い、その成果を上げているもので、市長が認めたものとする。

(交付額)

第4条 交付金は、予算の範囲内において、次に掲げる区分により算定した額の合計額とする。

- (1) 均等割 1地区につき9万円
- (2) 町内会数割 1町内会等につき2,000円
- (3) 世帯割 毎年4月1日現在の世帯数(「広報よこすか」配布世帯をいう。)を基準として、6円に当該世帯数を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 クリーンよこすか市民委員会活動費等補助要綱(昭和54年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。